

生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付の流れ

1

①電話又は来庁による相談

※補助金は予算の範囲内で交付します。購入前にお問い合わせください。

②市役所へ申請書【様式第1号】の提出

※年月日、補助金額は記入しないでください。

★申請書を出したときに、市役所から家に持ち帰る書類
 ・実績報告書【様式第2号】
 ・請求書【様式第13号】

市役所から「交付・不交付決定」の電話連絡があるまで、待機(約1~2週間)
 ※市役所から連絡があるまでは、絶対に購入しないでください。

結果が「不交付決定」だった場合

補助金を交付することができません。
 ここで手続きは終了です。

結果が「交付決定」だった場合

2

①対象品目の購入・領収書の受領

※販売店から次の記載が確認できる領収書を必ず発行してください。

| | | |
|--------|--------|------------|
| ・購入者名 | ・購入日 | ・本体価格(支払額) |
| ・メーカー名 | ・販売店名 | |
| ・型式 | ・基(台)数 | |

値引き、クーポン、ポイント及び金券等を利用した場合は、これらを差し引いた後の金額が購入金額となります。

②市役所に書類(全4種類)を提出

| | |
|---------------|--------------|
| ・領収書 | ・請求書【様式第13号】 |
| ・実績報告書【様式第2号】 | ・設置した機器の写真 |

※年月日、補助金額は記入しないでください。

書類(全4種類)の提出が完了したら...

後日、サーキュラーエコノミー課から交付金額及び支払予定日を記載した文書が郵便で届きます。
 振込が確認できたら、全ての手続きは終了です。

【定義】

生ごみ処理容器⇒電力を使用しないもの
 機械式生ごみ処理機⇒電力を使用するもの

補助対象者等(第3条関係)

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 容器については、設置できる敷地を有する者
- (3) 生ごみをたい肥化又は減量できる者
- (4) 市税等を完納している者
- (5) この告示における同機器での補助金の交付を、過去5年以内に受けていない者(容器は2基、処理機は1台)

【問合せ先】

那須塩原市環境戦略部
 サーキュラーエコノミー課
 (旧:市民生活部廃棄物対策課)
 資源循環係
 電話 0287-62-7030
 FAX 0287-62-7202